

令和6年度

瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金 手続きガイド

瑞浪市では、地球温暖化対策を推進するため、新エネルギーシステムを設置する市民の方に対し、補助金を交付しています。

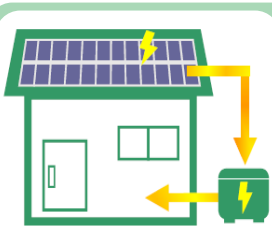
本補助金は、FIT 制度（固定価格買取制度）を利用される方も対象となります。

FIT 制度を利用されない方は、「瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金」もご確認ください。

※瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金との併用はできません。

●補助対象者

自ら居住し、かつ、所有する市内の住宅（新築を含む）に補助対象システムを設置し、補助対象システムの保証開始日から90日以内の方です。

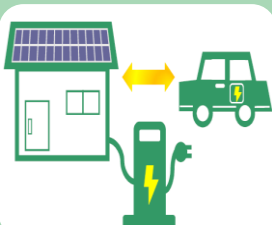


蓄電池システム

国が平成29年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているシステム

補助額

最大 **10** 万円
(10,000 円/kWh)

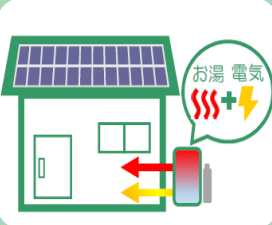


次世代自動車用充電システム（V2H）

電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とするシステム

補助額

一律 **10** 万円

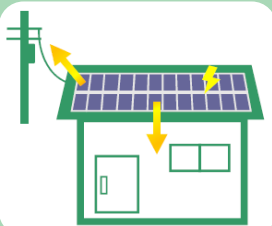


家庭用燃料電池システム（エネファーム）

契約時または補助金の申請時において、一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているシステム

補助額

一律 **10** 万円



住宅用太陽光発電システム

住宅の屋根(カーポート等は対象外)に設置する低圧配電線と逆潮流有りで連係した太陽光発電システム

(注)上記蓄電システムまたは次世代自動車用充電システムと同時に設置した場合に限ります。

補助額

最大 **6** 万円
(15,000 円/kW)

問合せ 瑞浪市役所環境課
TEL : 0572-68-9806

1 補助対象システム

(1)補助対象システム(リース設備は補助対象外です。)

補助対象システム	機器の要件
蓄電システム	<p>国が平成 29 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているシステム</p> <p>(注)住宅用太陽光発電システムと関係したものに限りません。</p> <p>(注)補助対象機器は一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)のホームページを参照。</p> <p>機器のみの増設は未使用品であっても対象外です。</p>
次世代自動車用充電システム (通称 V2H、VtoH 機器)	<p>電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする次のすべてに該当するシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分電盤に専用の分岐回線(=専用回路)が増設されたもの ・分電盤において、所要の容量および漏電ブレーカーの設置などの措置が確保されたもの ・単相 200V20A 以上の配線用遮断器分岐回路で充電する仕様の設備が導入されたもの ・EV 充電用コンセントおよびケーブル付き普通充電設備のいずれかが設置されたもの <p>(注)住宅用太陽光発電システムと関係したものに限りません。</p>
家庭用燃料電池システム	<p>契約時または補助金の申請時において、一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているシステム</p> <p>(注)補助対象機器は一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)のホームページを参照。</p>
住宅用太陽光発電システム	<p>住宅の屋根に設置する低圧配電線と逆潮流有りて関係した太陽光発電システム</p> <p>(注)上記蓄電システムまたは次世代自動車用充電システムと同時に設置した場合に限りません。</p> <p>住宅用太陽光発電システム単体での補助はありません。</p> <p>カーポート等への設置は対象外です。</p>

(2)補助金の額

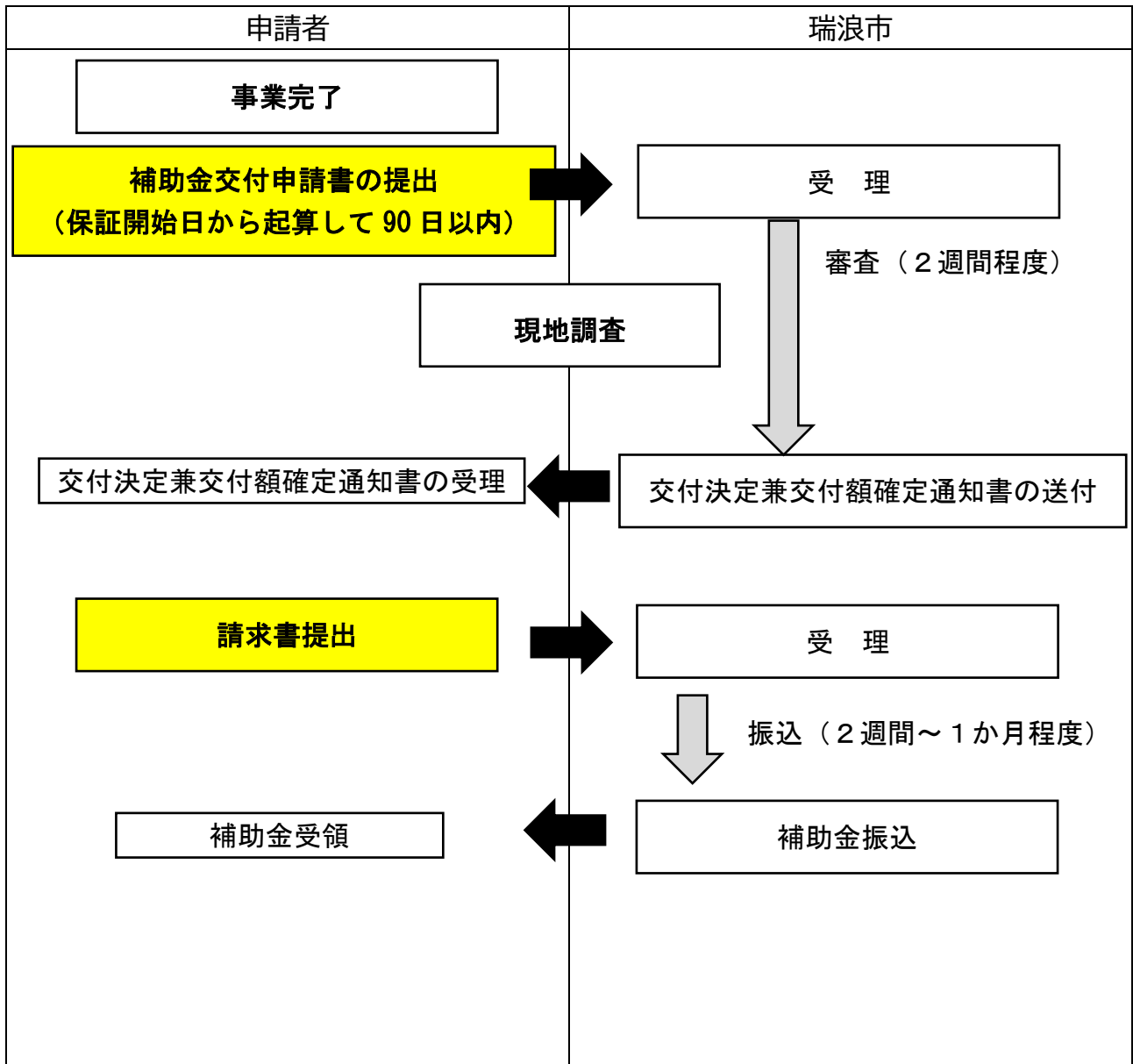
補助対象システム	補助金の額
蓄電システム	10,000 円/kWh(上限 100,000 円)
次世代自動車用充電システム(充放電)	一律 100,000 円
家庭用燃料電池システム	一律 100,000 円
住宅用太陽光発電システム	15,000 円/kW(上限 60,000 円)

2 補助対象者

補助の対象となるのは、市内に住所を有する方で、次の条件のいずれにも該当し、かつ市税の滞納がない方になります。

- (1) 自ら居住し、かつ、所有する市内の住宅に補助対象システムを設置した方
又は新築した市内の住宅に補助対象システムを設置した方
- (2) 補助対象システムを次のいずれか一方又は両方の組合せで設置した方
 - ・住宅用太陽光発電システムと関係させるために蓄電システムおよび次世代自動車用 充電システムのいずれか一方または両方を設置した方。ただし、蓄電システム又は次世代自動車用充電システムと関係させるために、新たに住宅用太陽光発電システムを設置した方を含む。
 - ・家庭用燃料電池システムを設置した方

3 申請手続きの流れ



4 手続きの方法

■申請窓口

・瑞浪市役所環境課(西分庁舎2階)

申請書等の様式は瑞浪市HPからダウンロードすることができます。

<https://www.city.mizunami.lg.jp/kurashi/kankyuhozen/1001540.html>

瑞浪市エネルギー利用最適化補助金

検索

(1)申請書の提出

補助対象システムの設置が完了したら、補助対象システムの保証開始日から起算して90日以内に、瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添付して提出してください。(P6 チェックリスト参照)

■添付書類

1. エネルギー利用最適化システム設置概要書(様式第2号)
(注)蓄電システムにおける型番、蓄電容量欄は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されたパッケージ型番、蓄電容量をご記入ください。
2. 補助対象システムに係る領収書の写し(補助対象システムの価格および工事費などがわかるもの)または領収金額証明書(様式第3号)などの領収金額およびその明細がわかるもの
(注)領収金額証明書(様式第3号)を使用する場合、蓄電システムにおける型番、蓄電容量欄は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されたパッケージ型番、蓄電容量をご記入ください。
3. 販売店または設置工事を請け負った事業者などとの契約書(システムの設置工事費などの内訳が明記されているもの)の写し
4. 補助対象システムを設置した住宅の位置を示した地図
5. 補助対象システムの分電盤回路図(次世代自動車用充電システムに限る。)
- 6.次に掲げる写真
 - ・補助対象システムを設置した住宅全体がわかる写真
 - ・補助対象システムの設置状況がわかる写真(蓄電システムおよび次世代自動車用充電システムについては、住宅用太陽光発電システムとの関係状況のわかるものを含む。)
 - ・住宅用太陽光発電システムが既に設置されている場合は、当該住宅用太陽光発電システムの設置状況がわかる写真

7. 補助対象システムの保証書の写し(住宅用太陽光発電システムを除く。)
8. 次世代自動車用充電システムを設置した者にとっては、次世代自動車用充電システムに係る証明書(様式第4号)
9. 新たに住宅用太陽光発電システムを設置した者にとっては、次に掲げる書類
 - ・住宅用太陽光発電システムに仕様書(太陽電池モジュールの型式、メーカー名、最大出力値、使用枚数、配置図などが明記されているもの)の写し
 - ・電気事業者より発行された太陽光発電に係る電力の系統関係が確認できる書類の写し
10. その他市長が必要と認めるもの

ご自宅にて対象システムの検査を実施しますので、立ち合いをお願いいたします(所要時間10分程度)。日程調整をさせていただきますので、平日の午前9時00分から午後4時30分の間でご都合のよい日時をお知らせください。

審査後、「瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第5号)」と「瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金交付請求書(様式第6号)」を送付しますので、請求書に必要事項を記入し提出してください。

(2) 交付決定兼交付額確定通知書等の発送

申請書類を審査後、申請者住所へ交付決定兼交付額確定通知書及び請求書を郵送します。

(3) 請求書の提出

請求書に必要事項を記入の上、瑞浪市役所環境課まで提出してください。

5 チェックリスト

(1) 申請時チェックリスト

項目	チェック	内容
要件	<input type="checkbox"/>	自ら居住し、かつ、所有する市内の住宅に補助対象システムを設置又は新築した市内の住宅に補助対象システムを設置した。
	<input type="checkbox"/>	住宅用太陽光発電システムと関係させるために蓄電システムおよび次世代自動車用充電システムのいずれか一方または両方を設置した。
	<input type="checkbox"/>	蓄電システム又は次世代自動車用充電システムと関係させるために、新たに住宅用太陽光発電システムを設置した。
	<input type="checkbox"/>	家庭用燃料電池システムを設置した。
	<input type="checkbox"/>	設置した補助対象システムはリースまたは増設ではない。
	<input type="checkbox"/>	補助対象システムの保証開始日から起算して90日以内である。
補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)	<input type="checkbox"/>	日付、申請者、補助対象システムの種類、補助金交付申請額、既存太陽光発電システムの有無の記載がある。
添付書類	エネルギー利用最適化システム設置概要書(様式第2号)	
	<input type="checkbox"/>	蓄電システムにおける型番、蓄電容量欄は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されたパッケージ型番、蓄電容量を記入している。
	<input type="checkbox"/>	家庭用燃料電池システムにおける型番欄は、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録された型番を記入している。
	領収書の写しまたは領収金額証明書(様式第3号)	
	<input type="checkbox"/>	契約書の金額と一致している。
	<input type="checkbox"/>	支払者と報告者が同一である。
	<input type="checkbox"/>	補助対象システムの価格および工事費等が確認できる。
	契約書の写し	
	<input type="checkbox"/>	契約者と申請者が同一である。
	<input type="checkbox"/>	領収書の金額と一致している。
	住宅の位置を示した地図	
	<input type="checkbox"/>	住宅の位置を示した地図の添付がある。
	分電盤回路図(次世代自動車用充電システムに限る。)	
	<input type="checkbox"/>	分電盤回路図(次世代自動車用充電システムに限る。)の添付がある。
	設置状況を把握できる写真	
	<input type="checkbox"/>	補助対象システムを設置した住宅全体がわかる写真がある。
	<input type="checkbox"/>	補助対象システムの設置状況がわかる写真(蓄電システムおよび次世代自動車用充電システムについては、住宅用太陽光発電システムとの関係状況のわかるものを含む。)がある。
	<input type="checkbox"/>	住宅用太陽光発電システムが既に設置されている場合は、当該住宅用太陽光発電システムの設置状況がわかる写真がある。
	保証書の写し(住宅用太陽光発電システムを除く。)	
	<input type="checkbox"/>	製造メーカー発行の保証書である。
	<input type="checkbox"/>	報告者の氏名が記載されている。
	<input type="checkbox"/>	保証書に記載されている設備は申請した設備と同様である。
	次世代自動車用充電システムに係る証明書(様式第4号)(次世代自動車用充電システムに限る。)	
<input type="checkbox"/>	次世代自動車用充電システムに係る証明書(様式第4号)の添付がある。	
新たに住宅用太陽光発電システムを設置した場合		
<input type="checkbox"/>	住宅用太陽光発電システムに仕様書(太陽電池モジュールの型式、メーカー名、最大出力値、使用枚数、配置図などが明記されているもの)の写しがある。	
<input type="checkbox"/>	電気事業者より発行された太陽光発電に係る電力の系統関係が確認できる書類の写しがある。	

6 処分の制限について

補助対象設備を法定耐用年数(太陽光発電設備:17年、蓄電池:6年)の期間内に処分する場合は、市の承認を受ける必要があります。

※処分とは、補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供することを指します。

上記の期間中にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前に相談の上、処分承認申請書(様式第8号)を市に提出し、承認を受ける必要があります。